

# 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の定義に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 B 編

## 改正事項

液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の定義に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 B 編には船舶の検査に関する要件が規定されており、当該編において使用される船舶の定義については、B 編 1.3.1 に規定されている。

ただし、「液化ガスばら積船」及び「危険化学品ばら積船」の定義については、鋼船規則 A 編に規定されている定義を用いることとしていたことから、これまで B 編には定義が明記されていなかった。

今般、B 編における適用をより明確にするため、「液化ガスばら積船」及び「危険化学品ばら積船」の定義については A 編による旨を B 編に規定した。

## 改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編 1.3.1 に「液化ガスばら積船」及び「危険化学品」の定義を A 編における当該船舶の定義を参照する形で規定した。